

令和 5 年度第 2 回筑後川水系渇水調整連絡会

日時：令和 5 年 1 2 月 1 9 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0

場所：福岡第二合同庁舎 2 階 共用第 2 ・ 第 3 会議室

議 事 次 第

- 1 開 会

- 2 会長挨拶

- 3 議 題
 - (1) 筑後川の水状況について

 - (2) 第 1 次渇水調整（案）について

 - (3) その他

- 4 閉 会

令和5年度第2回筑後川水系渇水調整連絡会 出席者名簿

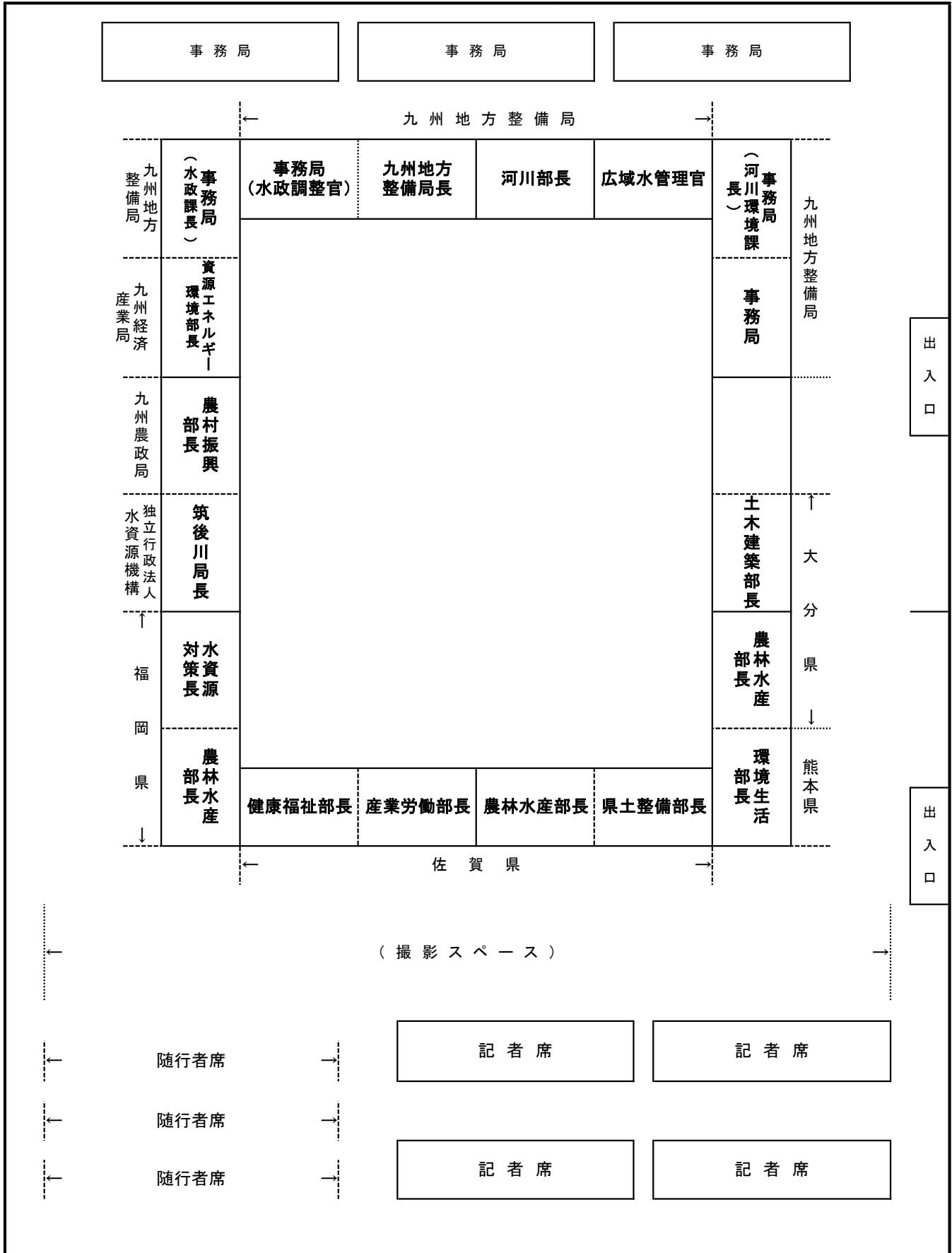
日時 令和5年12月19日(火) 14:00～14:30
場所 福岡第二合同庁舎 2階 共用第2・第3会議室

機 関	所 属	役 職	氏 名	委員		随 行	事務局
				委員	代理		
九州経済産業局	資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	課長補佐	徳安 達郎		○		
	〃	係員	幸田 恵汰			○	
九州農政局	農村振興部 設計課	水利計画官	川上 浩二		○		
独立行政法人水資源機構	筑後川局	次長	平野 明德		○		
	〃 施設管理課	課長	武田 久和			○	
	〃	主査	橋本 要			○	
	筑後川上流総合管理所	所長	仲道 貴士			○	
	〃	管理課長	山本 史朋			○	
	筑後川下流総合管理所	所長	村上 喜昭			○	
	〃	管理課長	四方 正純			○	
福岡県	県土整備部	水資源対策長	岩佐 孝徳	○			
	〃 水資源対策課	課長	中尾 浩史			○	
	〃 水資源対策課	参事	白鳥 伸一			○	
	〃 水資源対策課	調整係長	飯塚 香織			○	
	農林水産部 農産漁村振興課	企画監	吉田 昌浩		○		
	〃	技術主査	苑田 幸助			○	
佐賀県	健康福祉部 生活衛生課	課長	原口 健三		○		
	産業労働部 企業立地課	課長	西田 陽介		○		
	〃	主査	塚本 有理			○	
	農林水産部 農山村課	課長	江口 洋久		○		
	農林水産部 水産課	副課長	藤川 健一			○	
	県土整備部	理事	永松 義敬		○		
	〃 河川砂防課	副課長	勝俣 英樹			○	
	〃 河川砂防課 城原川ダム等対策室	副室長	藤川 正隆			○	
〃 河川砂防課 城原川ダム等対策室	係長	帆足 光威			○		
熊本県	環境生活部 環境立県推進課	課長	吉澤 和宏		○		
大分県	農林水産部 農村整備計画課	参事	都留 俊明		○		
	土木建築部 河川課	課長	石和 徹也		○		
九州地方整備局	九州地方整備局	局長	森戸 義貴	○			
	河川部	部長	浦山 洋一	○			
		広域水管理官	上村 雅文	○			
		水政調整官	遠藤 孝司				○
	〃	建設専門官	内山 尚治				○
	河川部 水政課	課長	三好 辰典				○
	河川部 水政課 行政第四係	係長	近藤 光将				○
		国土交通事務官	松下 祐弥				○
	河川部 河川環境課	課長	原田 佐良子				○
	〃	課長補佐	藤岡 慎介				○
	河川部 河川環境課 調整係	係長	永野 貴也				○
	〃	国土交通技官	白川 翔				○
	筑後川河川事務所	技術副所長	坂本 二俊				
	〃 開発調査課	開発調査係長	松尾 陽一				
	筑後川ダム統合管理事務所	所長	甲斐 浩幸				
	筑後川ダム統合管理事務所 広域水管理課	課長	宮内 信				
〃	管理係長	下山 慎一					

令和5年度 第2回筑後川水系濁水調整連絡会 座席表

日時:令和5年12月19日(火) 14:00~14:30

場所:福岡第二合同庁舎 2階 共用第2・第3会議室



筑後川水系渇水調整連絡会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、筑後川水系渇水調整連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡会は関係行政機関等により、筑後川水系に係る関係利水者間の水利用及び渇水への対応等について総合的に連絡協議し、もって水利用の円滑なる運営に資することを目的とする。

第2章 協 議 事 項

(協議事項)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため次の事項を協議するものとする。

- (1) 水利用の実態に関すること。
- (2) 水利用の運用の方法に関すること。
- (3) 水象等に係る広報に関すること。
- (4) その他連絡会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第3章 連 絡 会

(組 織)

第4条 連絡会は、別表の委員の欄に掲げる者（以下「委員」という。）によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を関係委員と協議し、出席を求めることができるものとする。

2 連絡会の会長は、九州地方整備局長の職にあるものをもって充てる。

3 会長は、連絡会を代表し、会務を掌理する。

4 会長に事故あるときは、九州地方整備局河川部長の職にある者を代行者とするものとする。

(連絡会の開催)

第5条 連絡会は、定例会を年1回とし、その他会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。

第4章 幹事会等

(幹事会)

第6条 連絡会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、連絡会の運営に関し、連絡会に提案する議題をあらかじめ整理するとともに、連絡会から委任された事項を処理する。
- 3 幹事会は、別表の幹事の欄に掲げるもの（以下「幹事」という。）によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を関係幹事と協議し、出席を求めることができるものとする。
- 4 幹事会に幹事長を置き、九州地方整備局河川部長の職ある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 6 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。
- 7 幹事長に事故あるときは、九州地方整備局広域水管理官の職にある者を代行者とするものとする。

(事務局)

第7条 連絡会の事務を行なうため、事務局を九州地方整備局河川部に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、九州地方整備局河川部建設専門官の職にある者をもって充てる。

第5章 その他

(任期)

第8条 委員及び幹事並びに事務局長の任期は、その職にある期間とする。

(規約の改正)

第9条 連絡会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員の総意によりこれを行なうことができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附則

この規約は、昭和60年3月22日から施行する。

附則

この規約は、平成元年8月8日から施行する。

附則

この規約は、平成5年6月10日から施行する。

附則

この規約は、平成7年4月28日から施行する。

附則

この規約は、平成13年5月18日から施行する。

附則

この規約は、平成20年5月27日から施行する。

附則

この規約は、平成22年5月24日から施行する。

附則

この規約は、平成23年4月25日から施行する。

附則

この規約は、平成24年5月25日から施行する。

附則

この規約は、平成25年6月7日から施行する。

附則

この規約は、平成28年6月13日から施行する。

附則

この規約は、平成29年6月5日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

附則

この規約は、令和元年5月24日から施行する。

附則

この規約は、令和2年6月3日から施行する。

附則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

附則

この規約は、令和5年5月29日から施行する。

別表

構 成 メ ン バ ー

令和5. 5. 29 規約改正

関係行政機関	委 員	幹 事
九州地方整備局	局 長 河川部長 広域水管理官	河川部長 広域水管理官 水政調整官 水政課長 河川環境課長 河川管理課長 筑後川河川事務所長 筑後川ダム統合管理事務所長
九州経済産業局	資源エネルギー環境部長	電力・ガス事業課長
九州農政局	農村振興部長	設計課長 水利計画官
独立行政法人 水資源機構	筑後川局長	筑後川局施設管理課長 筑後川上流総合管理所長 筑後川下流総合管理所長
福 岡 県	水資源対策長 農林水産部長	水資源対策課長 河川管理課長 水道整備室長 農山漁村振興課長 水産振興課長
佐 賀 県	健康福祉部長 産業労働部長 農林水産部長 県土整備部長	生活衛生課長 企業立地課長 水産課長 農山村課長 河川砂防課長 城原川ダム等対策室長
熊 本 県	環境生活部長 農林水産部長 土木部長	環境立県推進課長 農地整備課長 河川課長
大 分 県	農林水産部長 土木建築部長	農村整備計画課長 河川課長